

「土版の図形等」の登録商標の利用許諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき市が所有する特別史跡大湯環状列石出土の土版に関わる商標（以下「本件商標」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第2条 本件商標は、「土版」に係る図形商標「登録第6759770号」とする。

(本件商標の適用範囲)

第3条 本件商標を適用する指定商品及び指定役務の区分は、別表のとおりとする。

(利用の申請)

第4条 本件商標を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、商品の販売開始又は役務の提供の開始前に「土版の図形等」商標利用許諾申請書（様式第1号）に本件商標を利用しようとする商品の見本又は役務の内容が分かる書類を添えて、鹿角市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、許諾を受けなければならない。

2 前項の規定は、許諾を受けた事項を変更する場合において同様とする。

3 第1項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、当該見本の提出に代えて、本件商標を利用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(利用の許諾)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用許諾を決定したときは、申請者に対し「土版の図形等」商標利用許諾通知書（様式第2号。以下「利用許諾書」という。）を交付するものとする。

(利用許諾の期間)

第6条 本件商標の利用期間は、利用許諾を得た日から1年間とする。

2 利用の期間満了後において、引き続き、本件商標を利用しようとするときは、改めて許諾を受けなければならない。

(利用の中止)

第7条 第5条の規定により利用許諾書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、本件商標の利用を中止しようとするときは、「土版の図形等」商標利用中止届（様式第

3号)を教育長に提出しなければならない。

(利用許諾の制限)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の利用を許諾しないものとする。

- (1) 本件商標の利用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標、鹿角市又は大湯環状列石出土の土版のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的活動又は政治活動等に利用する目的であると認めるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他本件商標の利用が適当でないと認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により本件商標の利用を許諾しないことを決定したときは、申請者に対し「土版の図形等」商標利用不許諾通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用許諾の取消し)

第9条 教育長は、利用者がこの要綱の規定に違反したときは、利用許諾を取り消すことができる。

2 教育長は、利用者が前項の規定により利用の許諾を取り消され、これによって損害が発生したとしても、責任を負わない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への利用又はその宣伝広告に際して、「®6759770」をその商品、包装又は広告等に明示すること。
- (2) 利用許諾を受けた商品又は役務の提供以外に利用しないこと。
- (3) 利用許諾を受けた利用態様以外に利用しないこと。
- (4) 利用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 利用許諾を受けた商品又は役務の提供の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(7) 市から要請があったときは、本件商標の利用実態を報告し、又は利用商品等を提出すること。

(8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに利用を中止すること。

(9) 他者による本件商標の無断利用など、問題となりうる行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。

(利用料)

第11条 本件商標の利用料は、無料とする。

(商品等の公開)

第12条 教育長は、本件商標の利用状況を広く周知するために、利用を許諾した商品又は役務の提供の内容を市広報及び市公式ホームページ等において公開することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日から施行し、令和5年12月6日から適用する。

別表（第3条関係） 図形商標「登録第6759770号」の指定商品

第9類 化学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気
の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機
械器具

携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
レコード、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル
インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ
電子出版物
映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント

第16類 紙、紙製品及び事務用品

事務用又は家庭用ののり及び接着剤
封ろう
紙製包装用容器
プラスチック製包装用袋
家庭用食品包装フィルム
紙製のぼり、紙製旗
衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ
いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵
紙類

文房具類
印刷物
書画、
写真、写真立て

第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料

コーヒー、ココア
茶
菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ
調味料
コーヒー豆
穀物の加工品
ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ
即席菓子のもと
パスタソース
食用酒かす
米

第35類 広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売りの業務において行われる顧客に対する便益の提供

広告業
トレーディングスタンプの発行
織物類及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

第41類 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動

技芸・スポーツ又は知識の教授
セミナーの企画・運営又は開催
電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与
美術品の展示
庭園の供覧、洞窟の供覧
インターネットを利用して行う映像の提供
教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）
興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）
映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）鹿角市教育委員会教育長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

「土版の図形等」商標利用許諾申請書 （新規・継続）

下記のとおり商標を利用したいので、許諾されるよう申請します。

記

1. 商品または役務名 _____

2. 商品または役務の区分 第 類 _____

3. 商標の利用態様 _____

4. 商品の販売または役務の提供開始予定日 _____

5. 備 考 _____

様式第2号（第5条関係）

「土版の図形等」商標利用許諾通知書

No.

利用者の住所 および氏名	
商品または役務名	
商品または役務の 区 分	
商標の利用期限	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵 守 事 項	<p>(1) 商品への利用又はその宣伝広告に際して、「08759770」を、その商品、包装、広告等に明示すること。</p> <p>(2) 利用許諾を受けた商品又は役務の提供以外に利用しないこと。</p> <p>(3) 利用許諾を受けた商品様態以外に利用しないこと。</p> <p>(4) 利用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(5) 利用許諾を受けた商品又は役務の提供の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。</p> <p>(6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。</p> <p>(7) 市から要請があったときは、本件商標の利用実態を報告し、又は利用商品等を提出すること。</p> <p>(8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに利用を中止すること。</p> <p>(9) 他者による本件商標の無断利用など問題となりえる行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。</p>
備 考	・当該商品又は役務の提供の内容を市広報及び市公式ホームページ等において公開します。

上記のとおり「土版の図形等」の商標の利用を許諾します。

（文書番号）

年 月 日

鹿角市教育委員会教育長 ㊟

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）鹿角市教育委員会教育長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

「土版の図形等」商標利用中止届

本件商標の利用を中止するので届け出ます。

記

1. 商品または役務名 _____

2. 商品または役務の区分 第 類 _____

3. 備 考 _____

様式第4号（第8条関係）

（文書番号）

年 月 日

様

鹿角市教育委員会教育長 ㊟

「土版の図形等」商標利用不許諾通知書

年 月 日付で申請のありました「土版の図形等」商標利用許諾申請については、下記の理由により不許諾としましたので、通知します。

記

不許諾の理由